

亀田中学校いじめ防止基本方針

新潟市立亀田中学校

1 基本理念

いじめは、どの生徒にも起こりうる、場合によっては生命を脅かす深刻な人権侵害であることを認識し、生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

2 いじめについての共通理解

(1) 「いじめの定義」再確認

「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」 (いじめ防止対策推進法第2条【平成25年9月28日】)

- ① 加害者・被害者がいずれも児童生徒である。
- ② 加害者と被害者の間に一定の人間関係がある。
- ③ 加害者が行った行為が、被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為である。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

いじめであるか否かの判断は難しい。むしろ、児童生徒が困っている状況がある場合には、その解消に向けてスピーディーに対応することが大切。全教職員が情報を共有し、困っている生徒の力になることが重要。いじめか否かの判断は、対応後でも遅くはない。

(2) 基本方針

「いじめか否か」の判断より、まず対応することを原則とする。いじめは、被害者の心の中に隠れている。被害者は困っている状況を周囲に悟られないように振る舞うことが多い（自分が更に攻撃される、自分の人格が否定されていることを受け入れたくない）。→いじめは、周囲が「見ようとしなければ見えない」現象である。

(3) いじめは、当事者だけの問題ではない

いじめが起きている社会の土壌（風土）が大きく関係している。いじめは、大人（教師）の目が届かないところで起きるのではなく、大人の目の前でも起きている。授業中の発言に対する「からかい」や「冷やかし」。部活動中のプレーに対する「ヤジ」や「罵詈雑言」を見逃していないか。あるいは、大人（教師）自ら加害者になっていないか。

「面白おかしい雰囲気」の中では、規範意識（正義感）が薄れてしまう危険性大。そんな空気を教員自ら生み出していないか。

(4) いじめは、一人だけでは解決できない

「いじめられないようにもっと強くなれ」、「いじめられる側にも問題がある」では、解決しない。学校の組織力をフルに活用し、授業や諸活動で、いじめの構造について繰り返し働き掛けていくとともに、特別活動等で、仲間と力を合わせて何かを成し遂げる・自分の役割を果たすことで人の役に立つ体験（自己存在感・自己有用感を高めるため）を通して社会性を育てていく。また、教科の授業でも同じ視点（亀田中では学び合い活動）で社会性を育てていく。

3 いじめの早期発見

(1) 教職員のアンテナの感度を高める

いじめは見えにくい現象であるため、生徒の小さな変化に敏感に反応する必要がある。教職員が「もしかしたら…」という意識を常にもつことが求められている。

(2) アンテナを張り巡らす

複数の目でいじめの兆候を発見できるように、生徒と教師、保護者と教師、学校と地域、学校と外部機関など、多くのネットワークをつくり、情報の共有化を図る。

(3) 発見のための具体的な取組

- ① 毎日のマスターライフ（生活ノート）の点検
- ② 定期的な教育相談（年4回）
- ③ 2カ月ごとのいじめアンケート
- ④ 教育相談ポスト

<初期対応のキーポイント>

- 1 生徒、保護者からの訴えは、真摯に受け止め、スピード感をもって対応
 - ・家庭訪問等、直接会って話をする。
 - ・共感的に受け止めることが重要。
 - ・即時対応はするが、結論は急がない（一旦預かり、その日のうちに返答）。
- 2 客観的な事象のもと、事実確認を行う
 - ・決めつけ、先入観で動かない（「おそらく～だろう」は、後で事実がひっくり返る可能性あり）。
 - ・加害者、被害者からの事情聴取だけでなく、周囲の生徒や関係者からの聞き取りやアンケートを行い、多角的・多面的に事実確認する。
 - ・時系列をはっきりさせ、必ず記録に残す。
- 3 学年職員間、学校職員間の情報と課題の共有（何が起きたのか、どのように対応するのか）
 - ・学年主任は、学年職員の役割を明確にし、組織的に対応する。
 - ・管理職、生徒指導主事は学校組織（生徒指導部、不登校対策委員会、いじめ未然防止対策委員会）を動かす。

<行動対応のさしすせそ>

さ…最初が肝心
し…しっかり聴く
す…素早く対応
せ…正確な記録
そ…組織で対応

相手の立場（心情）に寄り添った対応

- ・「生徒、保護者は困っている」という基本姿勢
- ・「話を聞かせていただきます」という傾聴姿勢
- ・「解決しない問題はない」という前向きな姿勢

<重要> 市教委より～アンケートの取り扱いについて

(1) 実施回数・時期等

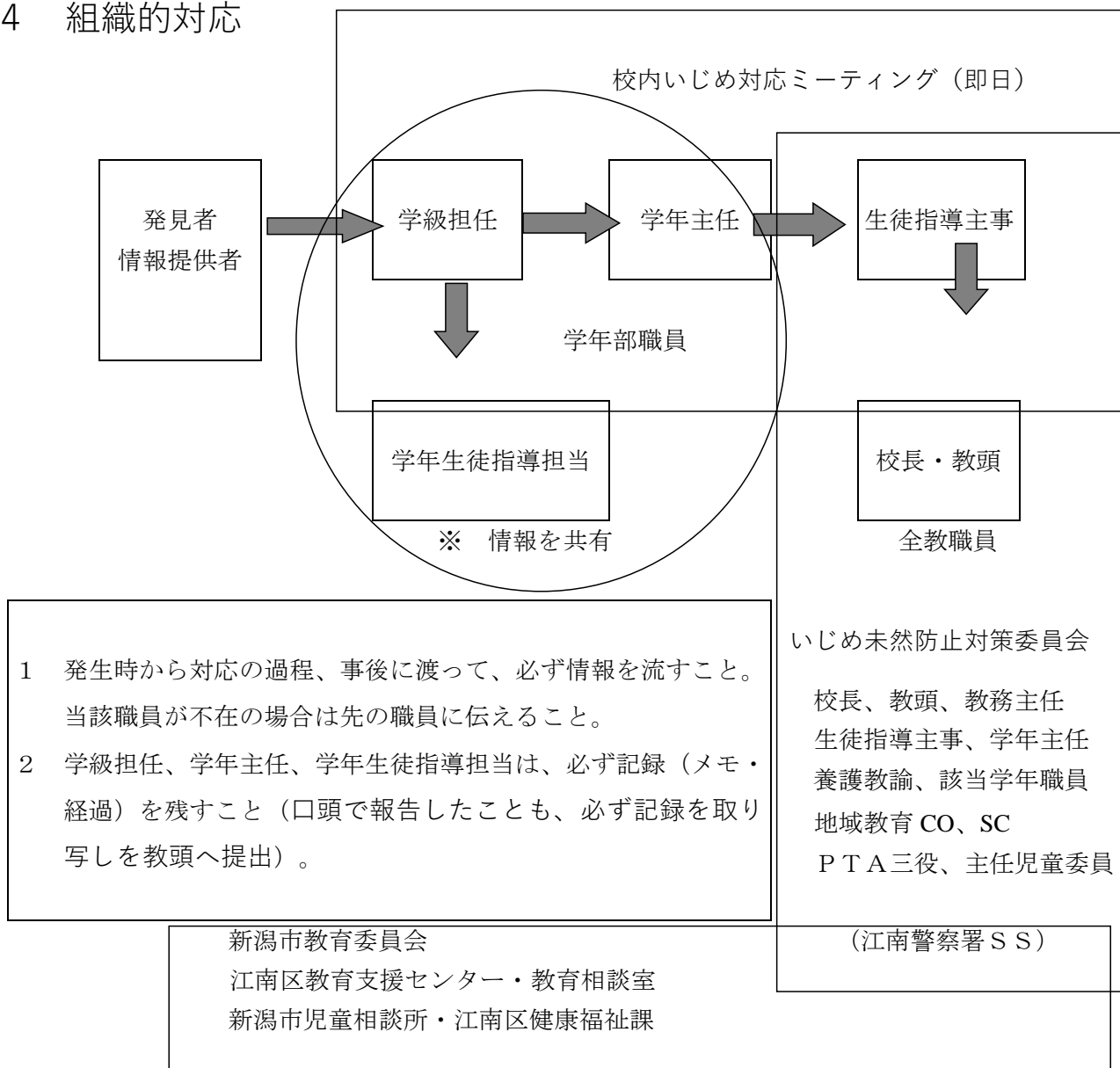
- ① 年3回以上
- ② 生徒の人間関係が不安定になる時期に（自校の状況を踏まえて）
- ③ 内容の見直しを適宜図る

(2) チェック体制・資料の保管

- ① 複数の教員によるチェック（学級担任・学年主任・学年生徒指導担当など）

- ② 実施した調査の結果をまとめて調査用紙の原本とともに管理職へ報告。
アンケートは卒業まで保管する。（段ボール等に入れて2階資料室で保管）

4 組織的対応



危機管理の大原則・・・問題は必ず起きる。起きたことで非難されることより、起きたことへの対応のまずさで非難されることが学校の危機である。

5 初期対応（スピード感をもって）

大原則：いじめを発見したら、即日、管理職を入れた「対応ミーティング」をもち、情報共有と対応について共通理解を図る。

- (1) 学年主任・学年生徒指導担当は、事実確認のための情報収集の方法と役割分担を決める。同時に、今後の対応について方針を立てて学年部職員で共有する。→対応ミーティングで報告。
- (2) 学級担任は、速やかにいじめを受けた生徒のケアを行う。保護者への報告は、複数の職員で家庭を訪問して行う（今後の対応については、生徒・保護者の心情に寄り添って行う）。1回の訪問で終わらせず、繰り返し訪問し、経過や今後の方針を丁寧に説明する。
- (3) いじめた生徒への聞き取りは、学級担任も同席するが必ず複数職員で行う。「おそらく～だ

ろう」と安易に結論付けず、他の生徒や職員からの聞き取りも行い、客観的に事実確認を行う。

- (4) いじめた生徒の保護者への報告は、直接会って行う。学級担任だけではなく必ず複数職員で対応する。事実だけでなく、基本理念から、なぜ、このような言動を生徒が行ったのか、保護者と一緒に考える場面にする。
- (5) いじめが、他学年の生徒も関わっている場合・学年部だけの対応では解決が困難な場合は、管理職・生徒指導主事の指揮で関係職員による「ケース会議」、場合によっては「いじめ未然防止対策委員会」で組織的に対応していく。管理職は関係機関との窓口になる。

6 謝罪場面

- (1) 生徒同士の謝罪は、安易に行わず、相手の心の痛みを理解させることと、今後の生活の仕方（何をどう改善していけば良いのか）の自己決定をさせてから行う。必ず職員が複数同席する。加害生徒が複数の場合は、個別に行う。
- (2) 保護者同士の謝罪は、原則は被害生徒保護者の意向によるが、加害生徒側から相手に連絡を取ることを助言し、保護者の判断に委ねる。学校で行う場合は、必ず職員が複数同席する。

7 事後の対応・再発防止…謝罪で終わりではない

- (1) 関わった生徒への対応

自己決定した改善点を中心に事後の生活の様子を見取り、定期的な生徒との面談で成長と課題を本人と話し合い、保護者とも情報を共有する。また、加害生徒が抱えている課題（自己肯定感が低い→学力が低い、学級や部活動で孤立しているなど）の解決のための方策を明らかにする。

- (2) 他の学級の生徒（周囲の生徒）には、自分たちのこととして問題を捉え、いじめの傍観者にならないように指導する。学年朝会や学活、道徳の時間等を活用して考える場面をつくと共に、学級会や学年生徒会を動かして具体的な活動を起こし、温かな空気を流す。

8 「いじめ重大事態」の再確認

- (1) 重大事態と受け止めるケース

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

ア 児童生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な障害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

イ 相当の期間（30日以上を目安とするが、日数で判断せず個々の状況を十分に把握して）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

- (2) 対応

「重大事態」になり得る可能性がある事案は、管理職が市教委へ速報を入れ、指示を受けながら対応する。そのためにも、発生時から現在の様子までの記録が重要となる。メモでも良いので必ず「いつ、どこで、だれが、何を、どうした」の記録を取っておく。

<参考資料>

「こんな学校（学級）は危ない！」

- ・ 校長（学級担任）が、「本校（うちのクラス）は落ち着いている」、「いじめはない」と断言している。
- ・ 教員が以下のような言動をしている。

「いじめは、被害者にも何らかの問題がある」

「いじめ（人間関係のトラブル）は、成長に必要。自分で解決してこそ力が伸びる」

「そのうち誰かが助けてくれるはずだ」

「いじめかどうかは教員が判断する」

「（被害者）本人が「大丈夫」と言っているから」

いじめは「どの学校・学級でも起こりえる」という意識がアンテナを高くする。

「大丈夫」という意識がアンテナの感度を鈍くしている。

「いじめは見ようとしなければ見えない現象である」ということを忘れない。

ましてや、教員自身の言動がいじめの構造を生み出すことなど絶対にあってはならない。

そのためにも、普段の私たち自身の言動には細心の注意を払うことはもちろんのこと、自分自身の人権感覚を高める努力を怠ってはならない。

いじめは、生徒の生命を脅かす深刻な人権侵害である。